

令和2年第1回(3月)  
粕屋町議会定例会

一般質問通告一覧表

通告順	議員氏名
1	本田芳枝
2	田川正治
3	山脇秀隆
4	太田健策
5	中野敏郎
6	川口晃
7	福永善之
8	久我純治
9	井上正宏
10	案浦兼敏
11	末若憲治

通告順 NO. 1 質問者11番 本田芳枝

質問事項	質問の要旨	質問の相手
令和2年度の予算の方針ならびに重要施策について	<p>昨年的一般質問で「5万人のまちづくり」について問うたところ、町長は「幸福感を味わえる、安心安全のまちづくり」と答えられました。今回、令和2年度の予算編成にその思いをどのように反映されたのか、具体的には昨年11月に発表された令和2年度予算編成方針に沿って、またその推進体制についてお尋ねします。</p> <p>(1) 令和2年度予算基本方針③「前例を踏襲せず、すべての経費をゼロベースで精査し積み上げる」、及び基本方針④「既存事業の廃止・縮小・凍結などにより財源を確保する」について具体的な事例を</p> <p>(2) 基本方針⑥「議会の指摘事項に適切に対応する」とありますが、「老朽化した保育所の建て替えについての提言書」の内容をどのように盛り込まれたのか</p> <p>(3) 町民が幸福感を味わえるためには、まず職員自身がそれぞれの立場でその能力を十分に発揮できる環境づくりが必要と思われる。その職場環境づくりの手立ては</p>	町長
粕屋町の職場環境の在り方について	<p>平成31年3月30日付で「粕屋町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱」ができました。以前から相談のあった事例が、この要綱に沿ってコンプライアンス委員会が開かれ、審議がなされたようです。ところが相談者はその経緯、内容に疑問を感じられているようで、その方の思いが1月31日の西日本新聞に掲載されました。個別の案件で個人情報兼ね合いもあるのですが、その対応・対処について質問します。</p> <p>(1) コンプライアンス委員会の取り組みについて</p> <p>(2) 新聞記事の説明の折に執行部は数回コンプライアンス委員会を開催したとありましたが、その審議事項は何か、またその結果の報告は相談者にどのようになされているのか</p> <p>(3) この要綱の周知は職員にどのようになされているのか</p>	町長
男女共同参画推進条例における推進体制と相談窓口について	<p>町はいま男女共同参画の後期計画策定中です。条例ができる前から相談窓口設置を強く要望していますが、事柄によって受付場所が違い、計画全体を遂行する部署（推進体制）がありません。今回の新聞記事でセクシュアルハラスメントに関する内容の深刻さが明らかになりました。この件は庁舎内の事件ですが、町全体では類似する内容の被害を受けておられる方がいる可能性があります。またこの事項はSDGs、まち・ひと・しごと創生総合戦略の観点からとても重要です。町の姿勢を問います。</p> <p>(1) 相談窓口について 独立した機関の「苦情処理委員会」設置について</p> <p>(2) 前期計画の取り組みについての評価は</p> <p>(3) 女性リーダーの養成についての取り組みについて</p>	町長

通告順 NO. 2 質問者 8番 田川正治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>消費税10%増税により町民生活への影響が増大するもとの、更なる社会保障費の切り捨てと負担増が進められようとしているが、町民への負担軽減のための町の予算編成と施策について</p>	<p>(1) 介護保険利用料原則2割負担、要介護1・2の保険給付は ずし、ケアプラン作成の有料化、介護施設の食費・居住費 の利用者負担増などへの今後の対策は</p> <p>(2) 国保都道府県化による国保税の値上げの押し付け、法定外 繰り入れへのペナルティなどへの今後の対策は</p> <p>(3) 町立保育所への保育料無償化の財源が、今後町の負担にな るがそのための予算化や、保育に対する公定価格の引き下 げなどへの今後の対策は</p> <p>(4) 福岡県は、子ども医療費の助成を来年度から中学3年生ま で実施すると表明しており、町としても小中学生まで助成 していた予算を活用して、18歳までの医療費助成の検討は</p> <p>(5) 公営住宅の連帯保証人制度を福岡県や福岡市は廃止するこ とになったが、町としても町営住宅の連帯保証人制度の検 討は</p>	<p>町長</p>
<p>国保税滞納者への差し押さえ件数が増加しており、各種税金・料金は滞納者の生活実態などを考慮して、憲法25条の趣旨にもとづき、最低限度の生活を町民に保障することについて</p>	<p>(1) 国保税など税金の滞納世帯と差し押さえ件数、滞納換価と 件数、所得別(100万、200万、300万円)滞納世帯数は。 併せて糟屋地区内の自治体の状況は</p> <p>(2) 憲法25条や国税徴収法は、滞納者の給与に係る債権につい ては差し押さえ禁止を定めているが、給与が銀行口座に振 り込まれると同時に差し押さえる法的根拠は</p> <p>(3) 国税徴収法による滞納世帯の徴収限度額と、生活困窮者な どの滞納処分の停止条件は</p>	<p>町長</p>
<p>公立学校の先生に「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする法案が強行・成立され、今後は都道府県や市町村の学校で導入の是非が問われるが、教育委員会などでの協議の進捗状況について</p>	<p>(1) 1年単位の変形労働時間制によって、現在の長時間過労働 務や教員不足などを抱える学校教育現場は、どのように変 わるのか</p> <p>(2) 厚労省通知では恒常的な残業がないことが変形労働時間制 導入の前提条件としていますが、現行のタイムカードによ る勤務時間で月45時間以下、年360時間以下の教員の割合 は</p> <p>(3) 変形労働時間制を導入することにより、全教員の勤務シフ ト表などを、年度初めの3月に作成することでの、校長や 管理職、事務職員の業務量の負担増は</p> <p>(4) 学校現場の負担の軽減や、過大な授業日数の見直し、研究 事業や行政研修の簡素化など、教育委員会での協議と見解 は</p>	<p>教育長</p>

通告順 NO. 3 質問者14番 山脇秀隆

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>将来を見据えた粕屋町の取り組みについて</p>	<p>令和2年1月末の粕屋町の人口は、47,856人です。本年10月には国勢調査があり、次の5年後には、5万人を超えていることが予測されています。</p> <p>(1) 役場職員で構成するシセイ塾を作って1年が過ぎました。経過報告を聞く</p> <p>(2) 令和2年度施政方針にどのように活かされているか</p> <p>(3) 市制に移行を考えているのか。町政のまま維持していくのか(方向性を示す時期に来ている。当然にそれによって取り組みが違ってくる)</p>	<p>町長</p>
<p>教職員の働き方改革について</p>	<p>昨年(令和2年)の第200回臨時国会において公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。時間外勤務を月45時間・年360時間以内とする上限ガイドラインが法的な根拠ある「指針」となりました。</p> <p>粕屋町の現状と課題を聞く。</p> <p>(1) ICTの活用やタイムカードなどの客観的方法の導入等を通じた在校時間の適正な把握の状況はどのようになっているか</p> <p>(2) 在校等時間の上限を条例や規則等で明確に位置付けることが求められます。教育委員会規則において具体的な上限を明記する準備は進んでいるのか</p> <p>(3) 条例や規則に定められた在校時間の上限を踏まえた業務の適正化を首長として学校における働き方改革を具体的にどのように進め、そのために教育委員会や学校をどのように支援していくのか</p>	<p>町長 教育長</p>

通告順 NO. 4 質問者 6番 太田 健 策

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>新型コロナウイルスの対策について</p>	<p>(1) 全国各地で感染拡大が確認されている新型コロナウイルスの感染対策は</p> <p>(2) 粕屋町在住の中国人についての調査はされるのか</p> <p>(3) 大型商業施設には多くの外国人の旅行者が確認されているが、大型商業施設との感染対策についての話し合いは行われているのか</p> <p>(4) 今後町でも感染者が発見された場合の対応はどうされるのか</p>	<p>町 長</p>
<p>生活困窮者自立支援制度等の推進について</p>	<p>(1) 生活困窮者の自立支援の強化についての取組みは</p> <p>(2) 生活保護制度における自立支援の強化、適正化への取組みは</p> <p>(3) ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）の取組みは</p>	<p>町 長</p>
<p>朝日区の集会所について</p>	<p>(1) 建設された目的、時期、工事費、名義は誰なのか</p> <p>(2) 公共施設に含まれないのはなぜなのか</p> <p>(3) 公共施設等総合管理計画に含まれていないが、長寿命化計画や建替え計画はどうなるのか</p>	<p>町 長</p>

通告順 NO. 5 質問者 5番 中野敏郎

質問事項	質問の要旨	質問の相手
令和2年度施政方針について	<p>令和2年度施政方針及び当初予算について町長の考えを問う。</p> <p>(1) 防災・減災の強化策は</p> <p>(2) 企業誘致等を踏まえた“室”の設置について</p>	町長
人的災害について	<p>防災・減災への取り組みと同じように、あるいはそれ以上に人災への事前対応も重要かと考える。 「誰一人取り残さない」という観点から問いたい。</p> <p>(1) 通常業務における安全点検、その対応について</p> <p>(2) 人的トラブルの解決について</p> <p>(3) 昼休みは人的災害や人的トラブルを防ぐリフレッシュの時間となっているか</p>	町長

通告順 NO. 6 質問者 7番 川 口 晃

質問事項	質問の要旨	質問の相手
須恵川土手の草木の伐採問題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 須恵川土手の草木伐採の経過について問う</li> <li>(2) 阿恵橋上流、東西土手の草木伐採は県がしているのか</li> <li>(3) 阿恵橋下流、東西土手の草木伐採はどこがしているのか</li> <li>(4) 阿恵橋下流、西側土手（柚須区側）の草木伐採は県が責任を持って行うべきと考えるが、考えを問う</li> </ul>	町 長
洪水時対策の具体例について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 洪水時の浸水想定区域図の作成について問う</li> <li>(2) 止水盤設置に対する補助金創設の考えを問う</li> <li>(3) 「越水しても破堤しない堤防の強化」とはどのような事が考えられるか</li> </ul>	町 長
各種扶助事業の復活及び削減された町職員の派遣研修等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 過去5年間でカットされた生活扶助事業はどのようなものがあるか</li> <li>(2) 補聴器購入に対する扶助の拡大（復活）について問う</li> <li>(3) 小中学生に対する就学援助事業について問う</li> <li>(4) 過去5年間で削減された、町職員の各団体への派遣研修はあるか</li> </ul>	町 長 教育長
「生活困窮者自立支援法」に基づく支援制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この法に基づいて、粕屋町が実施している支援事業について問う</li> <li>(2) 制度メニューに「就労準備支援事業」がある。実施するのは福祉事務所を有する都道府県・市町村である。粕屋町も福祉事務所を設置すべきと考えるが、対応を問う</li> </ul>	町 長

通告順 NO. 7 質問者 9番 福永善之

質問事項	質問の要旨	質問の相手
幹部職員に対する処分について	<p>令和元年12月25日付、西日本新聞社に掲載された、給食センター住民訴訟において、都市政策部長が原告側への補助参加を申し立てた町民3名に電話連絡をした事案について質問する。</p> <p>(1) 処分結果に至った経緯は</p> <p>(2) 条例等の手順に沿った処分であったのか</p> <p>(3) 指名委員会の委員が当事者であるが、現在も委員であることは妥当であるか</p> <p>(4) 処分結果は、顧問弁護士と第三者（有識者）の判断を参考にした結果であるのか</p>	町長
役場内でのハラスメントについて	<p>令和2年1月31日付、西日本新聞社に掲載された、女性職員へのハラスメントの事案について質問する。</p> <p>(1) 相談員とコンプライアンス委員会委員の選考方法を問う</p> <p>(2) 弁護士はどういった位置付けで委員になっているのか</p> <p>(3) 新聞記事には様々な事柄が掲載されていたが、コンプライアンス委員会は、その件を全て調査したのか</p> <p>(4) 条例等の手順に沿って、関係者と思われる方たちへの調査を行ったのか</p> <p>(5) 今後の対応を問う</p>	町長



通告順 NO. 8 質問者10番 久我純治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>酒殿地区の区画整理にともない駕与丁公園側の道路の拡張、又南側（区画整理横）のJRのガードの改善は</p>	<p>酒殿地区で須恵町に面した所に保育園が出来ます。マイクロバス等により園児の送迎が考えられますが、どの道も狭く離合できない。長者原から大型商業施設に回る道は渋滞が発生しているが、対策を問う。</p>	<p>町長</p>
<p>企業誘致するには九州大学との提携を</p>	<p>町長は企業誘致に対して専門セクションを作りますとの答弁でしたが、いろんな意味でも九州大学と提携を結び、共に学び企業誘致に取り組むべきと考えますが、考えを問う。</p>	<p>町長</p>

通告順 NO. 9 質問者 2番 井上正宏

質問事項	質問の要旨	質問の相手
防災と交通安全対策について	(1) 須恵川、多々良川の浚渫工事は、いつから始まるのか (2) 酒殿地区の今後の交通渋滞対策は、何か考えてあるのか	町長
児童・生徒に関することについて	(1) 通学路（歩道）の危険な場所は、確認されているのか (2) 通学路や公園に街灯の増設を考えているのか (3) 各小中学校での、不登校の児童・生徒の心配があるが、どう対応されているのか	町長
学童保育指導員の民間委託について	(1) 令和2年4月から、学童保育指導員は民間委託となるが、今までの労働条件と何か変わることがあるのか (2) 学童保育指導員の給与に資格加算、経験加算について2度の一般質問をする中で、執行部は検討しますとの回答でしたが、委託先にそういった要望は出されてあるのか	町長
中学校の英検取得状況について	(1) 令和元年度の英検受験者数、合格者数、3級合格者数、3級以上の合格者数は何人いるのか (2) 平成28年度、平成29年度、平成30年度の英検受験料補助費の予算及び執行額は	教育長

通告順 NO.10 質問者 3番 案 浦 兼 敏

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>当初予算・組織等について</p> <p>①当初予算について</p> <p>②組織（職員定数）について</p> <p>③駕与丁公園の再生化について</p>	<p>令和2年度の当初予算・組織等について、町長の考えを問う。</p> <p>(1) 当初予算の特色、町長公約事業は                      (2) 事業評価などにより見直し・縮減した事業はあるか                      (3) 新規財源対策は                      (4) ふるさとづくり寄附金の歳入見込みとその対策は</p> <p>(1) 組織（職員定数）をどのように見直したのか                      （部門ごとの職員定数増減の理由）                      (2) 町の人口と職員定数との割合はどのようになるのか。                      近隣町との比較は                      (3) 会計年度任用職員の採用と行政サービス包括業務委託も実施されるが、当初予算に占める人件費の比率はどうなるのか。（対前年度比）</p> <p>(1) 駕与丁公園活用調査の進捗状況と今後のスケジュールは                      (2) 駕与丁公園再生化の具体的イメージは</p>	<p>町 長</p>
<p>交通対策について</p> <p>①JR酒殿駅のバリアフリー化について</p> <p>②都市計画道路「南里～新大間線」の早期整備について</p>	<p>都市計画マスタープランの交通対策について、町長の考えを問う。</p> <p>高齢者や子育て世代が安心して利用できるよう、JR駅（酒殿駅）のバリアフリー化を早急に図るべきでは</p> <p>人口急増や通過車両が増加している地区の交通渋滞解消のため、東西軸の幹線道路（都市計画道路「南里～新大間線」）の早期整備を図るべきでは</p>	<p>町 長</p>

通告順 NO. 11 質問者 1番 末 若 憲 治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>粕屋町における子どもたちを始めとする歩行者の安全確保の取組みについて</p>	<p>(1) 町内で歩行者が巻き込まれた交通事故の件数はまた、そのうち登下校中の児童の事故発生件数は</p> <p>(2) 通学路における道路（歩道）の危険個所の確認は定期的に行われていると思うが、どのような方法・スパンで行っているか。 また、平時より危険個所などの報告は所管課にどういった方法で、年間どれぐらいの件数があるのか</p> <p>(3) 道路（歩道）の危険個所すべてを解消するのは厳しい状況にあると考える。そのほか、下記について町が取り組んでいる支援や対策は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・家庭などにおける活動</li> <li>・幼稚園・保育所・小学校における活動</li> <li>・福祉施設など高齢者が利用する機会の多い施設における活動</li> <li>・職域における活動</li> </ul> <p>(令和2年春の全国交通安全推進要領 [内閣府] から抜粋)</p>	<p>町 長</p> <p>町 長 教育長</p> <p>町 長 教育長</p>
<p>ホームページなどの情報発信について</p>	<p>(1) 現在ホームページをリニューアル中だが、リニューアル後、何がどう変わり、良くなるのか</p> <p>(2) ホームページリニューアルは、広く町民に告知できているか</p> <p>(3) ホームページを見ない方・見ることができない方への情報発信の方法は</p> <p>(4) LINE・アプリなどを活用した情報発信は行わないのか</p>	<p>町 長</p>